

保医発0630第4号
平成28年6月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成28年3月4日保医発0304第9号)の一部を以下のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1 I の麻酔の表中、経皮的体温調節装置システムを次のように改める。

経皮的体温調節装置システム	機械器具(12)理学診療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	中心静脈に留置し、低体温療法が可能なもの	L008-2	低体温療法
			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3	経皮的体温調節療法

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表1)

(別表1)

I 医科点数表関係

I 医科点数表関係

特定診療報酬算定医療機器の区分 (略)	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	業承承認上の位置付け 類 別	一般的名称			
経皮的体温調節装置システム	理学診療用 機械器具 (12) 理学診療用 器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	中心静脈に留置し、低体温療法が可能なもの	L008-2 低体温療法	
(略)			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3 経皮的体温調節療法	

特定診療報酬算定医療機器の区分 (略)	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	業承承認上の位置付け 類 別	一般的名称			
経皮的体温調節装置システム	理学診療用 機械器具 (12) 理学診療用 器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	(新設) 中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	(新設) L008-3	(新設) 経皮的体温調節療法
(略)					